

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110020	商工会議所地区の重複認定	商工会議所法第8条、第8条の2及び第15条 商工会法第7条、第8条及び第13条	商工会議所及び商工会は、いずれも「地区内における商工業の総合的な改善発達及び社会一般の福祉の増進に資すること」を目的とした地域団体であるため、その地区は他の商工会議所又は商工会の地区と重複してはならないこととしている。	市町村合併により、行政地区と商工会議所地区が異なるいわゆる「ねじれ地区」となった地域(秩父市吉田地区)に限り、商工会議所法第8条第4項の規定にかかわらず、「地区の重複を認める」こととする。	現在の秩父市吉田地区(旧吉田町)は、平成17年4月の市町村合併により旧秩父市等と合併し、新秩父市となったが、商工会議所地区は合併前の西秩父商工会の地区のままであるため、行政地区と商工会議所地区が異なるいわゆる「ねじれ地区」となった。 秩父市民となるのであれば秩父市の商工会に加盟すべきの考えを持った事業者が西秩父商工会を退会し、秩父商工会議所への入会を希望したが、商工会議所法第8条第4項では「商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区との重複するものがある場合はならない」と規定されていることから特別会員として入会、「吉田地域商工研究会」という任意の団体を立ち上げ活動を行っているが、正会員となることができない状況となっている。 この「ねじれ地区」解消のひとつとして、「吉田地域商工研究会」の会員が一度退会した西秩父商工会に属するよう選択も無いわけではないが、秩父市民であるのに隣接する自治体に本部を置く商工会に籍を置くことは本意ではなく、あくまでも秩父商工会議所の正会員になることを目指す意志が強いため、解決方法としては大変難しい状況である。 よって、この「ねじれ地区」状態を解消するために、商工会議所法第8条第4項について「秩父市吉田地区に限り重複を認める」とすることで、行政地区と地区を同じする商工会の正会員となることができ、同じ秩父市民として意見を反映することが可能となる。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答 商工会と商工会議所は、地域の事業者の意見を集約して代表する組織体であり、それぞれの設置根拠法上、所在する行政区域を活動地区とすることを原則としている。そのため、ある地区に所在する事業者が自らの判断によって商工会と商工会議所のいずれかを選択することは認められていない。 市町村合併に伴って生じた活動領域の行政区域との齟齬については、現行法制上、関係する商工会及び商工会議所の合意によってそれぞれの団体の定款変更等を行うことに対応することが可能であり、一時的には、こうした当事者間における話し合いにより解決を図るべき問題である。 商工会は、産学・高齢化が深刻化する町村部において、地域内の事業者を巡回相談指導するほか、地域社会の保全等のため、その特長を活かし、地域コミュニティ維持のための活動等を推進している。地方、商工会議所は、産学・企業とのニーズが多様化する都市部において、地域全体の振興機能を発揮し、まちづくりなど地域全体で取り組むべき活動等を推進している。 なお、近年、地域経済の停滞や特徴の違いの度合いが広がってきているところ。すなわち、こうした状況が踏まえて、各地域において地域の実態に応じて適切な代表組織体を事業者間の合意で選定すべきもの。	再検討要請 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	提案主体からの意見 当事者間の話し合いにより解決を図るべき問題であることは確かであり、本件についても、両者の意見交換の場が設けられるなどの動きは出ている。しかし、合併後これまでの経緯を考慮すると、解決に至るまでは相当の期間を要することが見込まれる。それまでの間、現状のまま放置することは、「平成の大合併」の趣旨に背向して自ら動いた方たちに対して、社会的・経済的損失を与える状態を固定化することになり、また、地域内事業者間の感情的対立の激化や地域コミュニティに与える影響も懸念される。解決に向けた話し合いを円滑に進める上でも、中長期的な視野で「地区の重複を認める」ことの効果は計り知れない。未来志向で再考願いたい。			各府省庁からの再検討要請に対する回答 商工会議所と商工会はいずれも地区内の商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とした地域的団体であって、会員は中小企業者特に小規模事業者が大多数である。商工会の地区重複を認めると組織運営上も事業実施上も無用の紛争と混乱を惹起し、結果、行政による小規模事業者対策の効率的な実施に支障を来すおそれがあることから原則地区重複を認めない。 市町村合併に伴って生じた活動領域の行政区域との齟齬については、現行法制上、関係する商工会及び商工会議所の合意によってそれぞれの団体の定款変更等を行うことに対応することが可能であり、地区内事業者間の対立や地域コミュニティに与える影響等も勘案して、当事者間における話し合いにより解決を図るべき問題である。			秩父市	埼玉県	経済産業省
110030	天然ガス利用に関する規制の緩和	鉱山保安法 鉱山保安法施行規則	鉱山保安法では、鉱山の保安に関する事項を統括管理させるため、鉱山に常駐していること等の要件を満たした保安管理者を選任しなければならない。(鉱山保安法第2条) また、保安を確保するため、それぞれの作業内容に応じた必要な資格を有する者のうちから作業監督者を選任しなければならない。(鉱山保安法第26条)	天然ガスを組織的に利用する場合、設備の管理としてボイラー-技士2級程度の有資格者を配置するだけで利用できるものとする。	銚子村温泉地区には温泉に混じって天然ガスが湧出しており、古くから炊事・暖房等に天然ガスによりまかされてきた。村内に賦存する天然ガスの有効利用を図ることにより、省エネルギーや観光資源・農林水産業資源として地域の産業活性化に資する。 具体的には、現行法では天然ガスを組織的に利用する場合、鉱山保安法統括者の常設が必要である。有資格者の常設には多くの経費が必要であることから、ボイラー-技士2級程度の設備管理者の常設に留めることで、現在使用中開放・温室効果を高めていた天然ガスを、①ガス灯の整備による温室効果ガス削減、②園芸作物や内水面事業での空調設備ガス燃焼による温室効果ガス削減と高付加価値化、③天然ガス燃焼バスでの2次交通設備による温室効果ガス削減と観光景観整備、といったような使用が容易にでき、化石燃料の代替として積極的に活用した上で経済効果につながる活用が期待される。また、天然ガスは村内の他地域でも湧出しているため、有効活用することで経済効果が高められることが期待される。参考までに温泉地区の一日に湧出する天然ガスの推定量は150m3あり、これを灯油価格(1=80円)で換算すると1日当たり1万3千円弱、1年間で500万円弱に達しなると考えられる。 代替措置 天然ガスを利用するにあたり、タンクの設置等の設備整備が必要となる。可燃性ガスであり、使用には十分注意が必要であることから、ボイラー-技士2級程度の資格を有した者の配置、若しくは管理できる団体に維持管理を委託するなどにより安全を確保する。	D	-	各府省庁からの提案に対する回答 鉱山保安法では、鉱山の保安に関する事項を統括管理させることを目的として保安統括者を、また保安統括者を補佐する保安管理者を、それぞれ選任することとしている。また、鉱山保安法施行規則第41条において、保安管理者の要件として、当該鉱山に常駐していること、学校教育等による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者であって、鉱山の保安に関する実務に3年以上従事した者であること等を定めている。 また同法では、保安統括者、保安管理者の選任のほか、鉱山における保安を確保するための活動については、鉱山の種類、規模、鉱業の実地方法等によって異なることから、それぞれの鉱山における作業区分(内訳)に応じて、当該作業を監督するために必要な資格を有することが求められる作業監督者を選任することと定めており、鉱山保安法施行規則第43条及び附則第6条において、その具体的な作業内容と求められる資格を定めている。 御提案にある温泉に湧出して湧出する可燃性天然ガスを組織的に利用していくためには、鉱山におけるパイプライン及びその附属設備に関する作業、電気工務物の工事、維持、運用に関する作業も必要になることが想定されるが、これらの作業の監督をボイラー-技士2級程度の資格を有した者のみに行わせることは、可燃性天然ガスの掘掘を目的とする鉱山において、作業工程に応じた作業監督者を置くことによる保安の確保が十分になれないおそれがある。 なお、鉱山における作業の維持管理作業については、鉱業者を主体とした適正な保安管理体制の構築、作業の内容に応じて必要な資格を有する者の配置等、鉱山保安法の義務を履行することができる団体に作業の請負を依頼することは、現行法でも可能である。	再検討要請 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	提案主体からの意見 回答に対して、天然ガスを組織的に利用する場合の様々な施設整備の際に、その工程に応じた必要な資格を保持する作業監督者を選任する必要があることは理解するが、施設整備後の維持管理について必要な資格(例えば、ガスタンクの維持管理についてはボイラー-技士2級等)を有する者(又は団体)が管理することで鉱山保安統括者及び鉱山保安管理者の選任を免除できるか伺いたい。			各府省庁からの再検討要請に対する回答 鉱山保安法では、鉱山における保安に関する事項を統括管理させるため及びそれを補佐するため、保安統括者及び保安管理者の選任が義務付けられている。保安統括者については当該鉱山に常駐していること等の要件が定められているが、ボイラー-技士2級の資格を有する者であってもこれらの要件を満たしていれば選任は可能である。 また、御意見にあるガスタンクの維持管理を含む「施設整備後の維持管理」が鉱山保安法の適用される鉱山施設での維持管理作業を指すのであれば、鉱山保安法上は、作業工程に応じた作業監督者の選任が必要となる。作業監督者には、それぞれの作業の区分ごとに、当該作業を監督するために必要な資格が定められており、ボイラー-技士2級の資格を有する者は、ボイラーについての専門的知識を有する者であることから、ボイラー又は蒸気圧力容器に関する作業のうち、鉱山保安法施行規則第43条に定められた一定の条件を満たす作業を行う場合に、作業監督者となることができる。 なお、鉱山における維持管理作業等について、鉱山保安法の義務を履行することができる団体に作業の請負を依頼することは現行法でも可能である。			銚子村	山形県	経済産業省
110040	特許流通促進特区(第3者への実施許諾を前提とする特許申請に関する特許料等の減免)	特許法第109条 特許法第195条の2	特許料金については、原則同一額を徴収することになっているが、例外として、特許法では、「費力に乏しい者」のみに対して減免措置を定めている。	現行の特許料等の減免制度に、第3者への実施許諾を前提に特許申請する場合にも適用を拡大する。	【提案理由】 特許には、開発した技術を独占的に権利者が使用できるという機能があるが、一方で、特許を他者に実施許諾することで、共通の知的資産として活用することが可能である。特許料を先行的に導入、実施していたフランスでは、特許流通促進効果が薄いとを理由に2005年に同制度を廃止している。 本制度については、2009年月に設置された学識経験者及び実務家等を委員とする特許制度研究会において検討が行われたものの、両研究会の委員からは、料金は減だけを見ても、制度が利用され、実際には特許の流通促進に作用するおそれがあるため、導入に慎重であるべきとの意見等が出されている。上記のように、諸外国における状況や研究会における検討も踏まえ、十分な特許の流通促進効果への懸念があることから、特許としては、現在のところ本制度の導入を予定していない。 なお、特許料は、特許権を維持するために支払われる料金であり、特許権者は実施許諾料金をあらかじめ支払うことも可能であり、かつ、特許権をすべての者に開放(特許権を放棄)することにより特許料の支払いはなくなる。 【代替措置】 特許申請の際に第3者への実施許諾意思を記載することも登録原簿に明示する。また、権利者に第3者で実施許諾の申し込みを行った際に、権利者が対応しない(実施許諾しない)ような場合の不届申立制度を設ける。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答 諸外国には、本提案に類似する制度として、他者に対して特許の実施を許諾する用意があるという意思を登録する代わりに、その特許の維持料の減免を受けることができる。実施許諾用ライセンス(ライセンソフライセンス)制度を有する国があるが、本制度を先行的に導入、実施していたフランスでは、特許流通促進効果が薄いとを理由に2005年に同制度を廃止している。 本制度については、2009年月に設置された学識経験者及び実務家等を委員とする特許制度研究会において検討が行われたものの、両研究会の委員からは、料金は減だけを見ても、制度が利用され、実際には特許の流通促進に作用するおそれがあるため、導入に慎重であるべきとの意見等が出されている。上記のように、諸外国における状況や研究会における検討も踏まえ、十分な特許の流通促進効果への懸念があることから、特許としては、現在のところ本制度の導入を予定していない。 なお、特許料は、特許権を維持するために支払われる料金であり、特許権者は実施許諾料金をあらかじめ支払うことも可能であり、かつ、特許権をすべての者に開放(特許権を放棄)することにより特許料の支払いはなくなる。	再検討要請 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	提案主体からの意見 実施許諾用制度については、制度を廃止した国もある一方で、今なお、制度を維持している国がある。また、特許制度研究会において、同制度の導入について慎重な意見もある一方で、賛成する意見も出されている。このように、外国の状況や、研究会における検討を見ても、効果の検証が十分にされているとは言えない。 総合科学技術会議(内閣府設置)が策定した「科学技術政策推進のための知的財産戦略(2009年)」でも、知的財産の流通の促進の必要性が謳われており、本提案は、知的財産の一層の活用と流通の活性化に向けたモデルケースとして、高い意義がある。再考をお願いしたい。			佐賀県	佐賀県	経済産業省			
110050	知的障害者による家電品の手分解によるリサイクル	特定家庭用機器再商品化法	特定家庭用機器再商品化法の対象品目として、エアコン、テレビ(ブラウン管式、プラズマ式、液晶式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	事業者からの廃家電収集等についての許可および当該収集等における手数料の徴収 ・事業者からの廃家電収集等についての許可および当該収集等における手数料の徴収 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大	(新しい事業の創出)現在、障害者の雇用拡大が叫ばれているが現状は少ない。特に知的障害者にとっては大変です。障害者の特性を見るに家電製品等への手分解作業は機能的改善と達成感、意欲の高揚が自信と自立への大きな動機付けとなる。地域環境にも優しく、設備投資が少なく、小さな部屋でも作業可能で特に携帯電話機等はレアメタルの回収等に効率的です。家電リサイクル法に指定されていないオーディオやゲーム機の中のレアメタルは現在埋立処分されています。現在、茨城県内の市町村に54の育成会があります。又、入所施設が30ヶ所あり、収集運搬業に例外を認め、皆が仕事を出来るように願っています。 実施にあたっては、安全な処理が確保されるよう配慮致します。	C	-	各府省庁からの提案に対する回答 ・事業者からの廃家電収集等についての許可および当該収集等における手数料の徴収については、環境省の回答を参照ください。 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大については、同法は、市町村による大型家電の適正処理困難性と一般廃棄物最終処分場容量の逼迫という事情等を背景に制定されており、資源の有効利用及び廃棄物の削減・適正処理という観点から特に必要と認められる機器に限り、特定家庭用機器として規制の対象としている。ご提案の携帯電話やゲーム機などは、特定家庭用機器の範囲を定めている同法第2条第4項の要件に当てはまらないため、同法の対象として指定することは困難であると考えられる。	再検討要請 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	提案主体からの意見 茨城県手をつなぐ育成会 特定非営利活動法人 茨城県手をつなぐ親の会			茨城県	茨城県	経済産業省 環境省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
110060	独立行政法人科学債の発行	独立行政法人通則法第45条第5項	独立行政法人通則法第45条第5項において、個別法に別段の定めがある場合を除き、長期借入金及び債権発行をすることができないこととされており。なお、独立行政法人産業技術総合研究所法で、長期借入金及び債権発行について別段の定めはありません。	独立行政法人通則法第45条6項の「個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフィノベーションの研究をつば在の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年超え置き債で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を顕彰し、動員するものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く機会を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生計所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の操縦のつながらずと客手の養成にポルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。 国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライフィノベーション)に係る研究開発に関し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	C	-	独立行政法人産業技術総合研究所は、基礎的な研究と開発的な研究との間をつなぐ橋渡し研究等、収益を生むまでに長い期間を要するため民間では実施困難な事業を行っております。そのような事業の性質から、配当・元本償還を前提とした債権を発行することは適当ではないと考えられます。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・時代が大きく変革する中、国づくりに関しても、「新しい公共」の仕組みを官民挙げて、創り出すことが重要と思われる。独立行政法人においても、例えば、特定の国策研究課題や、あるいは最先端大型医療機器の維持管理に係る案件等に対して、独自に又は連携して債権発行を可能としていただくことは、まさに特区制度によって実現されるべきであると認識している。個別法改正に時間がかかるが故に、今回の提案となっている。再度ご検討いただけるようお願い申し上げます。	C	-	独立行政法人産業技術総合研究所は、基礎的な研究と開発的な研究との間をつなぐ橋渡し研究等、収益を生むまでに長い期間を要するため民間では実施困難な事業を行っております。そのような事業の性質から、配当・元本償還を前提とした債権を発行することは適当ではないと考えられます。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0 0 3 5 0 1 0	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
110070	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	-	経済産業省所管の独立行政法人産業技術総合研究所では、研究開発に関する「利益相反マネージメントのための実施規程」及び「寄付金等受入規則」を独自に整備・公開しております。	・国策研究を目的として寄付が行われた場合 ・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価として寄付行為を可能とする。(反対給付にかかわる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額換算)を行う。 【具体的内容】 ① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和	※提案理由 研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可.) 寄付行為に対して: 票品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	D	-	経済産業省所管の独立行政法人産業技術総合研究所では、研究開発に関する「利益相反マネージメントのための実施規程」及び「寄付金等受入規則」を独自に整備・公開しております。 寄付金等受入規則においては、特許権の譲渡などの反対給付を求めないことを前提に、目的を限定した寄付や条件を付した寄付が可能とされています。 ・国策研究に関する情報の提供などを反対給付と扱うかどうかという点については、見直しも含め、検討していくものと承知しております。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ご検討いただき誠にありがとうございます。まさに、当方では「研究開発成果に係る情報提供は、寄付に係る反対給付としては扱わない」という規制緩和が、特区制定根拠にふさわしいものと考えている。かかる特区の実現に向けて、再度ご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。 ・国策研究に資する研究のために、所管ごとに策定するのではなく、政府で統一した利益相反ガイドラインが必要である。 ・個別に定めていること自体が実質的な規制(制約)として機能している。	D	-	独立行政法人に係る政府の統一した利益相反ガイドラインを定めることに関しては、独立行政法人に関する共通的な制度の企画及び立案に関することを所掌する総務省の対応を注視して参ります。また、経済産業省所管の独立行政法人産業技術総合研究所の寄付金等受入規則における、研究開発成果に関する情報の提供などを反対給付と扱うかどうかという点については、見直しも含め、検討していくものと承知しております。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0 0 3 5 0 3 0	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁							
110080	地域団体商標登録制度の出願要件の緩和	商標法第7条の2の緩和	地域団体商標の出願人となるには、法人格を有すること、その団体の構成員が使用する商標であること、団体に加入の自由が法的に担保されていることを要する。	特色ある地域づくりのため、地域団体商標登録制度を活用して、地域資源を商標として登録し、その地域資源をブランド化していく場合においては、地方自治体や商工会議所、観光協会等が出願人となること及び、活動初期段階での登録を可能とする。【商標法第7条の2の緩和】	地方が、特色ある地域づくりのため、他地域との差別化を図ることは非常に重要であり、その手法として「地域ブランド」の創出や盛り起こしが全国各地で展開されている。一方、政府では、地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の権利の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として、平成18年に地域団体商標制度を新設された。これにより、「地域名と商品名からなる商標」は特定の者の独占によらない等の理由で商標登録を受けられなかったが、より早い段階で商標登録を受けられるようになった。 【課題】 ①地域団体商標の出願人は「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(第7条の2第1項)」がとされている。農林水産物や伝統工芸品等すでに事業協同組合等がある分野は有利であるが、自給自給など新たな地域資源を用いた地域ブランドの創出を図る場合、その活動の中心となることが多い地方自治体や商工会議所、観光協会等は出願することができない。また、新たに事業協同組合等を設立するにも時間がかかる。 ②地域団体商標登録は「需要者の間に広く認識されているとき(第7条の2第1項)認められる」となっている。地方自治体等が、特色ある地域づくりのため地域ブランドを創出する初期段階で商標が保護されなければ、努力して作り上げた地域ブランドと同様の商標出願が第三者から出され、その後の活動に支障をきたすことが考えられる。 これらが緩和されれば、さらなる地域ブランド創出の取組の推進が期待でき、地域経済の活性化や雇用創出等にもつながるものと考ええる。	C	-	1 地域団体商標制度の現状・趣旨 地域団体商標制度とは、商標の登録要件を緩和し、地域ブランドの信用を保護し、我が国の産業競争力の強化と地域経済の活性化を図るための制度である。 商標法上、地名と商品名からなる文字商標は、一事業者による独占に馴染まず、一般的に使用されるべき公共性の高いものであることから、原則として商標登録を認めない(商標法第3条1項3号)。 ただし、①事業者が継続的に使用してきた結果、②需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至ったもの(周知性の獲得)については、例外的に商標登録を認めている(同法第3条2項)(例:夕張メロン、西陣織等)。 これに対し、地域団体商標制度においては、地域ブランドの信用の保護のため、出願人適性を限定した上で、例外的に通常の商標よりも早い段階での商標登録を認めている(同法第7条の2)。具体的には、要求される周知性の程度が、通常の商標では実務上、全国的な範囲で消費者への浸透が必要であることに対し、地域団体商標においては隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていれば登録ができる。 2 地域団体商標の出願人となる要件 上記の通り、地域団体商標制度においても、程度の差はあるものの通常の商標と同様に、①事業者による使用とそれに伴う②周知性の獲得が当然に必要となる。地域団体商標の要件を定める商標法第7条の2においては、これを登録要件の一つとするともに、制度の趣旨を担保するため下記のように出願人適格について要件を課している。 ＜出願人適格＞ ①法人格を有すること…権利を取得する能力を有しなければならないため。 ②事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であり、当該法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を認め、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付しなくてはならない旨の定めのあること(構成員たる資格を有する者につき加入の自由が法的に定められないこと)…地域団体商標の対象となる地名と商品名からなる文字商標は、その地域における商品の生産者やサービスの提供者により一般的に使用されるべきものであり、本来独占に適さないものであるため、使用を希望する者が使用できる環境を法的に担保している団体に限定する必要がある。 ③その団体の構成員に使用させる商標であること(その商標を使用する者を構成員とする団体であること)…そもそも地域団体商標制度は、団体やその構成員が商標を継続的に使用したことによって獲得した信用を保護するやめの制度であるため、商標を使用しない構成員が多数を占める団体に、商標の独占を認めることは相当ではない。 3 要望に対する特許庁としての対応 1)地方自治体、商工会議所、観光協会等が出願人となること いれにいては上記のような地域団体商標制度の目的及び趣旨に反し認められない。 地方自治体や商工会議所、観光協会といった主体は、構成員となる者の業種が多岐にわたるため、資格を有する者の加入の自由が法的に担保されていないなど、上記②や③の要件を満たさず、一般的な使用を認めるべき地名と商品名からなる文字商標の独占を、例外として定めた商標法第7条の2の趣旨に反する。仮に、これらの主体を地域団体商標の出願人として認め、地域団体商標が登録された場合、上記②の要件(加入の自由の法的な担保)を満たさず、本来自由に使用できる地名と商品名からなる文字商標を恣意的に独占させることになり、公平性に反する。 また、上記③の要件を満たさない場合、地名と商品名からなる文字商標という公共性の高い権利を、実際にその商標を使用しない者に独占させることになり、地域ブランドの信用の保護のために例外的に登録を認めた地域団体商標の本来したがつて、これらの主体に権利を付与することはできない。 2)活動初期段階での登録 上記の通り、地域団体商標制度は地域ブランドの信用の保護という制度の趣旨にのみならず、要求される周知性の程度を緩和した制度であるが、これをさらに緩和し、地域ブランドへの信用が生まれる前の活動初期段階で商標の登録を認め独占を可能にすることは、地域団体商標制度の本来の趣旨を逸脱して不当な利益を一部の者に与えることになり、適当ではない。 なお、地名と商品名からなる商標を商標登録する別の方法として、文字に加え、図形等と組み合わせた商標や、特殊な意匠の文字により表示された商標のようなものであれば、通常の商標として登録が認められている。当該制度の活用については、特許庁商標課又は近畿経済産業政策局特許室に相談頂きたい。(詳細は補足資料参照)	右提案主体からの意見 ①一般的な商標として図形等と組み合わせた地名と商品名からなる商標を登録した場合、地域と関連のない第三者も同様、商標登録が可能である。この場合、その商標を後に地域団体商標に移行しようとする際、その要件の「商標を継続的に使用したことによって獲得した信用」を得たかどうかにより判断されるか、お示しいただきたい。 ②商工会議所が出願人に過ぎない事由として、構成員の業種が多岐なことや上げられているが、出願人となる事業協同組合でも全組合員が一つの農産物に携わってはおらず、商標を使用しない構成員も多数存在する。なぜ商工会議所では業種が限定される必要があるのか理由をお示しいただきたい。(詳細は補足資料参照)	①「商標を継続的に使用したことによって獲得した信用」については、出願された地域団体商標の周知性について審査することにより判断している。地域団体商標出願の周知性については、下記の事項を審査している。 ・出願商標は、出願人又はその構成員により使用されており、そのことを証明できる。 ・出願商標が使用された商品が、例えば、隣接都道府県へ商品が流通しているなど、隣接都道府県の需要者へも出願人又はその構成員の商標として出願商標が知られたものとなっており、そのことを証明できる。 上記については、①出願人からの提出証拠書類(出荷等の統計資料、出荷・売上伝票、パンフレット・ポスター、新聞・雑誌記事、広報活動実施の証拠写真等)、②審査官による職権調査(インターネットを利用しての調査、新聞・雑誌・パンフレットの調査等)③都道府県への照会、④関係省庁への照会等で登録の可否を判断している。 なお、出願人がある地域団体商標を出願したときに、第三者が同表示を使用していたとしても、その第三者が隣接都道府県程度の範囲にわたる周知性を獲得していない場合は、当該第三者の存在によって商標登録ができなくなることはない。 ②商標法の目的は「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする」としている。 また、商標権は、その指定された商品(サービス)を業として生産又は提供等をする者のみが、当該商標権の権利行使できる者であることを原則としている。上記のような商標法の目的及び商標権の性質に照らし、本来独占に馴染まない地名と普通名からなる商標について、その登録を認める地域団体商標は、指定商品(サービス)が特定の産品等に限定されて取得されるという特性を持つことから、業種一体系が高い同業種の事業者を組合員とする事業協同組合に限り、その出願を認めることとしている。															
110090	企業立地促進法に係る包括的な規制緩和	企業立地促進法等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 第10条 工場立地法 第4条 工場立地に関する条例 第2条、第3条 森林法 第5条	企業立地促進法第10条の規定に基づき、同法に基づく基本計画において重点的に企業立地を促進する区域を定め、市町村条例の制定により同区域における工場立地法の特別措置(設置すべき緑地等の面積の緩和)の適用を可能とするもの。	企業立地促進法において、特別措置の一つとして森林法に基づく緑地規制を緩和する。	縦割り行政による、複数の規制を一括して緩和することで、地域の特性・強みをいかした地域産業の活性化を目指す。 具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を策定した自治体において、条例を定めた場合、その適用区域(重点促進区域)の緑地規制緩和は工場立地法に限らず、森林法等においてもその対象とする。 提案理由: 本市においては、企業立地促進法に基づく条例を制定し、工場立地法で定められている緑地面積率20%以上に対し、緑地面積率を10%以上に緩和している。 しかし、森林法により定められた地域森林計画の対象林有林は知事の許可を受けなければ開発することは出来ず、許可基準となる森林率を25%以上でなければならず、企業立地促進法により工場立地法の特別がなされ緑地面積率が緩和されたとしても、特別による恩恵を受けられない。 工場立地法及び森林法ともに国土環境の保全を目的とするものであり、その上で一方においては特別措置が認められていること、また企業立地促進法においてはその支援措置の一つとして各府との連携による支援措置を掲げることから、本特別措置において個々の規制を一括して緩和することで、より円滑な産業集積の形成、ひいては地域の活性化に資するものと考ええる。	D	-	森林法の林地開発許可における残置する森林の割合については、林野庁長官通知による都道府県への技術的助言を行っているが、規程の趣旨を踏まえ都道府県が弾力的に運用することは可能である。							0 0 4 2 0 0	古河市	茨城県	農林水産省 経済産業省							
110101	バイオ関連企業・研究機関に係る法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の優先投入	企業立地促進法等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	企業の国際的な競争力維持のため、企業立地促進法など各府省に個別の法律に基づく支援措置を実施。	彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ① 国の研究開発予算に係る重点配分 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むための様々な税優遇措置等のインセンティブを用意、我が国においては、各府庁ごとの個別法(企業立地法等)による支援、許可基準となる森林率を25%以上でなければならず、企業立地促進法により工場立地法の特別がなされ緑地面積率が緩和されたとしても、特別による恩恵を受けられない。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	Z	-	バイオなど多くの最先端技術の集積である医薬品や医療機器は、日本の基礎技術力も高く、また、高齢化社会の進展に伴い潜在的な市場ニーズも大きく、これら最も成長が期待される産業の一つである。 特にバイオ医薬品は研究開発コストが飛躍的に増大しており、また各国の国際競争が激化しているため、経済産業省では「バイオ・イノベーション研究」を推進し、バイオ医薬品を始めとする医薬品産業を拡大させるための方策について検討してきたところ。今後取りまとめた提言を踏まえつつ、研究開発をはじめとするバイオ産業の振興に取り組んで参りたい。 また、経済産業省では、地域振興の観点から企業立地の促進等を通じた産業集積の形成・活性化を図るため、企業立地促進法に基づき、地域が自らの特色を活かして取り組む企業立地策や産業集積の活性化策に関する支援を行っているところ。具体的には、企業立地に関するコンスルティングサービス窓口の提供を行うとともに、人材育成・施設整備に対して財政的支援を講じている。 こうした取組も活用し、大阪彩都の地域におけるバイオ産業集積等の活性化にも取り組んで参りたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入は是非については、税制の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納税」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に照らし、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。									0 0 4 4 3 0 1 0	大阪府	大阪府	厚生労働省 経済産業省					

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110102	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の優先投入	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	企業の国際的な競争力維持のため、企業立地促進法など各省ごとに個別の法律に基づく支援措置を実施。	彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等を集積を促す必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材呼び込みのための様々な税優遇措置等のインセンティブを用意。我が国においては、各府庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、我が国の研究開発に係る予算の重点配分の特別措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることで、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	Z	-	バイオなど多くの最先端技術の集積である医薬品や医療機器は、日本の基礎技術力も高く、また、高齢化社会の進展に伴い潜在的な市場ニーズも大きく、これから最も成長が期待される産業の一つである。 特にバイオ医薬品は研究開発コストが飛躍的に増大しており、また各国の国際競争が激化しているため、経済産業省では「バイオ・イノベーション研究会」を設置し、バイオ医薬品を始めとする医薬品産業を発展拡大させるための方策について検討してきたところ。今後も取りまとめた提言を踏まえつつ、研究開発をはじめとするバイオ産業の振興に取り組みを参りたい。 また、経済産業省では、地域振興の観点から企業立地の促進等を通じた産業集積の形成・活性化を図るため、企業立地促進法に基づき、地域が自らの特色を活かして取り組む企業立地策や産業集積の活性化策に関する支援を行っているところ。具体的には、企業立地に関するワンストップサービス窓口の提供を行うとともに、人材育成・施設整備に対して財政的支援を講じている。 こうした取組も活用し、大阪彩都の地域におけるバイオ産業集積等の活性化にも取り組んでいきたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。			Z	-		国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0 0 4 3 0 1 1	大阪府	大阪府	総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
110110	バイオペンチャー・中小医療機器企業に対する投資促進税制の創設	なし	-	製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発促進とバイオペンチャー等への投資促進税制の創設	①現状 世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオペンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望バイオペンチャーに相次いで出資・買収を進めている)。一方、国内バイオペンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長いこと、研究開発費用の調達に困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない) ②問題点 製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制:試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオペンチャーに研究開発目録で投資する場合には税制上のインセンティブがない。 ③解決策 製薬企業等がバイオペンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の恩恵を受けられる研究開発促進税制と同様に、投資額の一定率の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。 ④効果 バイオペンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオペンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に勝てる我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出防止・国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。	Z	-	企業がベンチャー企業等へ試験研究を委託する場合には、この受託者に対して支払う費用は研究開発税制上の試験研究費として認められるため、これを活用する方法があると理解している。 税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 なお、日本の法人税制は総合課税であるため、株式投資損益は他の法人所得と通算できることから、投資時点において損金算入等の特設の措置とすることは税制の体系上難しい面があると承知している。			Z	-		国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0 0 4 3 0 2 0	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省
110120	良好な周辺環境を有する地区における工場立地法による生産施設面積率基準の緩和	工場立地法第4条第1項 工場立地に関する準則第1条 別表第1	工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」において、工場を生産施設面積率を、業種により敷地面積の30%から65%以内としている。	工場立地法の趣旨に反しないことが明らかな地域においては、工場立地法による生産施設面積率について、建蔽率の範囲内での撤廃を求める。	①現状 バイオ分野の開発・製品化には研究開発と生産施設の投資に膨大な費用が必要。景気が低迷を続ける中、投資をする企業にとって、土地に係るコストの低減は重要なファクターであるが、工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」においては、工場を生産施設面積(生産施設の敷地に対する敷地面積)が、業種により敷地面積の30%から65%以内一律に規制されている。 ②問題点 工場立地法上の生産施設は、建築物の外に設置される機械・装置も対象(工場立地法施行規則第2条2項)とされるため、工場に加え、創業バイオ企業等に必要プラント・タンクの設置なども面積規制の対象となる。工場立地法は、事業所と周辺環境との調和を目的とした法律であり、調和も、周辺環境への配慮の観点から、生産施設の面積の上限を定めているものだが、同地区に住宅を配置する計画はなく、地区の周囲は豊かな緑に覆われており、近年の環境技術の進展等も併せて鑑みれば、生産施設面積の基準を緩くすると、良好な環境と調和した開発が可能である。 ③解決策 彩都中部地区において、バイオ関連企業の集積を図り、バイオ医薬・医療機器等の生産拠点としていくため、工場立地法第4条第1項に基づく「工場立地に関する準則」(告示)による生産施設面積率の上限について、建蔽率の範囲内(彩都中部地区:準工 60%)で撤廃する。 ④効果 彩都中部へのバイオ関連企業の企業集積・設備投資を促進し、一大生産拠点化を図ることで、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	D	-	バイオ拠点を形成していくためには、製薬企業等の集積だけでなく、これらをサポートする幅広い周辺企業の集積が必要。今回提案している彩都中部地区では「ライフサイエンス・イノベーション企業誘致ゾーン」において、バイオ・ライフサイエンス関連分野を中心に、商品開発型(新技術の開発・導入等)より新たな製品・サービスを導入し、産業立地の地産地消とすることを目指してあり、多様な製造系業種の立地が可能となるよう、制度の改正が必要と考えている。なお、同地区では企業誘致ゾーンの周囲を、緑豊かな地域とするよう計画するとともに、地元市が進出企業と締結するとともに、協定など、環境に配慮したまちづくり形成を進めるものである。			D	-		国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0 0 4 3 0 3 0	大阪府	大阪府	経済産業省
110131	急速充電設備の特別償却制度等の創設	租税特別措置法第10条の2の2、42条の5、68条の10 同法施行令第5条の4、27条の5、39条の40 同法施行規則第5条の7、20条の2 地方税法附則第15条第24項 同法施行規則附則第6条第57項、58項	電気自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準の特例措置(最初の3年間2/3)を適用。	一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電設備)に係る特例措置(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ① 法人税の特別償却制度又は税額控除制度	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、乗客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	-	税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした観点から、充電設備に対する税制措置について、現行措置に加え、更なる税制措置を設けることや日本全土で充電設備の整備が進もうとしている現状も踏まえ、特定地域で実施することの趣旨、期待される効果や影響などについて、御提案主体と意見交換等させていただく必要があると理解している。			Z	-		EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0 0 4 3 0 4 0	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
110132	急速充電設備の特別償却制度等の創設	租税特別措置法第10条の2の2、42条の5、68条の10、同法施行令第5条の4、27条の5、39条の7、20条の2、地方税法附則第15条第24項、同法施行規則附則第6条第57項、58項	電気自動車の燃料等供給設備について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。	①現状 一般利用者のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ② 固定資産税の減免及びこれに伴う市町村の税収減に対する財政支援	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での走行距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られること。	Z	-	税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の特組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした観点から、充電設備に対する税制措置について、現行措置に加え、更なる税制措置を設けることと日本全土で充電設備の整備が進もうとしている現状も踏まえ、特定地域で実施することの趣旨、期待される効果や影響などについて、御提案主体と意見交換等させていただく必要があると理解している。			Z	-		EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0 0 4 3 0 4 1	大阪府	大阪府	経済産業省 国土交通省 環境省
110140	都市部における中小企業の太陽光発電導入補助の要件緩和(10KW以上)の撤廃	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金のうち、新エネルギー等事業者支援対策費補助金	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金(補助率3分の1以内)を講じている。補助金交付の要件として、太陽光発電については、50KW以上(導入者が中小企業の場合、離島での導入の場合等については10KWに要件緩和)の規模要件等を設けている。	都市部の中小企業が出力10KW未満の太陽光発電を導入する場合でも補助対象となるよう、補助要件の撤廃を求める。	①現状 大都市圏における太陽光発電の普及は、事業者による設置促進が不可欠だが、中小企業が太陽光発電を導入する際の補助の要件は、出力10kW以上(パネル面積が75平米程度必要)となっていることから、一定規模の設置面積が不可欠。 ②問題点 中小企業(事業所数31万超)の多くは都市部に立地しているため、事業所の面積は小さく、太陽光発電の補助金を得るために必要な面積を確保することが困難。このことが、太陽光発電の普及が進まない要因の一つとなっている。 ③解決策 都市部の中小企業が太陽光パネルを設置する際にも補助金が活用できるよう、都市部に限定した上で「新エネルギー等事業者支援対策事業」における中小企業の補助基準(太陽光発電の10KW以上)を撤廃し、一般家庭と同じ条件とする。 ④効果 中小企業での太陽光発電の普及が進むことにより、大都市圏での新エネルギー活用が加速し、低炭素化が可能となる。また、住宅用に加え、都市圏の事業所という市場の拡大も期待できる。	Z	-	これまで、本補助制度では、太陽光発電事業の拡大を図ることを目的として、一定規模以上の太陽光発電事業に対して補助を行っているところ(原則として合計50KW以上、中小企業については特別に10KW以上)。 ・現在、経済産業省では導入拡大を図るための方策として、再生可能エネルギーの全量買取制度の拡充を検討しており、幅広く意見募集を行っている。 ・今回、小規模事業所等への支援を実施すべき、とのご意見を頂いたが、「全量買取制度」の議論と併せて、支援制度全体について検討してまいります。			Z	-		太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及	0 0 4 3 0 7 0	大阪府 大阪市	大阪府	経済産業省
110151	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税率の軽減措置、助成制度の創設	なし	-	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ① 研究開発に係る助成金等予算の重点配分	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいため、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、高付加価値を創出する多国籍企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点を積極的に呼び込むことは重要な課題と考えている。 こうした観点から、様々な呼び込みインセンティブについて、現在経済産業省の審議会で議論が行われているところであり、今後、必要な政策手段については検討していきたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の特組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした検討に進めるにあたり、税制上の公平性や客観性を確保するため、企業認定制度の導入等を検討する必要があると考えている。			Z	-		外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0 0 4 3 0 8 0	大阪府 大阪市	大阪府	経済産業省
110152	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税率の軽減措置、助成制度の創設	なし	-	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいため、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、高付加価値を創出する多国籍企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点を積極的に呼び込むことは重要な課題と考えている。 こうした観点から、様々な呼び込みインセンティブについて、現在経済産業省の審議会で議論が行われているところであり、今後、必要な政策手段については検討していきたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の特組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした検討に進めるにあたり、税制上の公平性や客観性を確保するため、企業認定制度の導入等を検討する必要があると考えている。			Z	-		外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0 0 4 3 0 8 1	大阪府 大阪市	大阪府	経済産業省 財務省 経済産業省
110153	グローバル企業の国際統括本部等に係る法人税率の軽減措置、助成制度の創設	なし	-	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ③ 不動産取得税の減免及びこれに伴う自治体の税収減に対する財政支援	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいため、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じらなければならない。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、高付加価値を創出する多国籍企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点を積極的に呼び込むことは重要な課題と考えている。 こうした観点から、様々な呼び込みインセンティブについて、現在経済産業省の審議会で議論が行われているところであり、今後、必要な政策手段については検討していきたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税額の特組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした検討に進めるにあたり、税制上の公平性や客観性を確保するため、企業認定制度の導入等を検討する必要があると考えている。			Z	-		外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0 0 4 3 0 8 2	大阪府 大阪市	大阪府	経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
110161	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	なし	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った排出削減に向けた取組を評価し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年の10月から実施。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し、財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ① 中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)	①現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高額となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。	Z	-	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った排出削減に向けた取組を評価し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年10月から開始し、中小企業等の排出削減の推進を図っている。 経済産業省としては、同制度のより一層の推進を図るために、同制度の活用が期待される中小企業等を対象に、排出削減ポテンシャルの診断・計画作成支援、計画の審査にかかる費用の一部支援等の支援措置を講じている。 また、国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについては、京都メカニズムクレジットと同様に、法人税法上損金算入が可能であることが明確化されている。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。			Z	-		低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 0	大阪府	大阪府	経済産業省 財務省 環境省
110162	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	なし	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った排出削減に向けた取組を評価し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年の10月から実施。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し、財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	①現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高額となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 ③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。 また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。	Z	-	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った排出削減に向けた取組を評価し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年10月から開始し、中小企業等の排出削減の推進を図っている。 経済産業省としては、同制度のより一層の推進を図るために、同制度の活用が期待される中小企業等を対象に、排出削減ポテンシャルの診断・計画作成支援、計画の審査にかかる費用の一部支援等の支援措置を講じている。 また、国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについては、京都メカニズムクレジットと同様に、法人税法上損金算入が可能であることが明確化されている。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。			Z	-		低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 1	大阪府	大阪府	経済産業省 財務省 環境省
110171	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	なし	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ① 立ち上げに対する補助制度	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	Z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の開催や出展に対する補助等、コンベンションや見本市の開催に向けた支援が可能な措置を講じているところ。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。			Z	-		国際コンベンション都市の創出	0 0 4 3 0 0	大阪府	大阪府	経済産業省 国土交通省
110172	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	なし	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ② 出展費用の税額控除(法人税)	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	Z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の開催や出展に対する補助等、コンベンションや見本市の開催に向けた支援が可能な措置を講じているところ。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。			Z	-		国際コンベンション都市の創出	0 0 4 3 0 1	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省
110173	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	なし	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ③ 参加のための経費の一部補助	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	Z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の開催や出展に対する補助等、コンベンションや見本市の開催に向けた支援が可能な措置を講じているところ。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則しているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。			Z	-		国際コンベンション都市の創出	0 0 4 3 0 2	大阪府	大阪府	経済産業省 国土交通省